| (傍線 |
|-----|
| 部分は |
| 改正 |
| 部分) |

| 8 第五条第六項又は第七項(これらの規定を第四十八条第九項、第八十 規定を適用しない。 | げる土地を取得した者を除く。)には、これらの者としては、第一項の | 第三項及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。)に掲土地を取得した者(第五十三条の三の二第一項第一号(第八十九条の二 | び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定により | 及び収益をする者又は第五十四条の二第五項(第八十九条の二第十項及 | る。)の所有者若しくは当該土地につき所有権以外の権原に基づき使用 | された土地にあつては、換地を定めない土地として指定されたものに限 | 定により指定された土地(第五十三条の二の三第一項の規定により指定 | 第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規 | の三第一項(これらの規定を第八十九条の二第三項及び第九十六条の四 | 使用及び収益をする者、第五十三条の二第一項若しくは第五十三条の二 | の換地の所有者若しくはこれらの土地につき所有権以外の権原に基づき | て第七条第四項の非農用地区域内に換地を定めた従前の土地若しくはそ | 7 換地計画において換地を定めない従前の土地若しくは換地計画におい | 2~6 (略) | 第三条 (略) | (土地改良事業に参加する資格) | 改 正 案 |
|---|----------------------------------|--|-----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|---------|---------|-----------------|-------|
| 8 第五条第六項又は第七項(これらの規定を第四十八条第九項(第九十 | $\overline{}$ | 九十六条の四において準用する場合を含む。)に掲げる土地を取得したた者(第五十三条の三の二第一項第一号(第八十九条の二第三項及び第 | 十六条の四において準用する場合を含む。) の規定により土地を取得し | 益をする者又は第五十四条の二第五項(第八十九条の二第十項及び第九 | の所有者若しくは当該土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収 | 土地にあつては、換地を定めない土地として指定されたものに限る。) | り指定された土地(第五十三条の二の三第一項の規定により指定された | において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定によ | の三第一項(これらの規定を第八十九条の二第三項及び第九十六条の四 | 使用及び収益をする者、第五十三条の二第一項若しくは第五十三条の二 | の換地の所有者若しくはこれらの土地につき所有権以外の権原に基づき | て第七条第四項の非農用地区域内に換地を定めた従前の土地若しくはそ | 7 換地計画において換地を定めない従前の土地若しくは換地計画におい | 2~6 (略) | 第三条 (略) | (土地改良事業に参加する資格) | 現行 |

用地又は当該特定用途用地を従前の土地とする換地についての同項第三 旨を農業委員会に申し出た土地を除く。以下 者が他に存するときは、 に該当する者が、 にあつては、 として利用する旨を農業委員会に申し出たものを除き、 又は同意に係る土地 項並びに第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。 五条第五項、 についての第一項第三号又は第四号に該当する者には、 第八十七条の二第十項、 項の道路等の用に供されている土地並びにこれらの土地以外の土地 その承認に際し、 その同意に際し、その同意をした第一項第三号又は第四号 第八十五条の二第五項、 (当該土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する (承認に係る土地にあつては、 その承認をした行政庁又は地方公共団体が農用地 その者の同意を得て、)農用地として利用する 第八十七条の三第六項、 第八十五条の三第四項及び第十項 「特定用途用地」という。 農用地及び第五十条 第九十六条の二第七 同意に係る土地 当該特定用途 0) 承認

(総会の議決事項)

号又は第四号に該当する者としては、

同項の規定を適用しない

第三十条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

·二 (略)

三 起債又は借入金の借入れ並びにそれらの方法、利率及び償還の方法

四 (略)

五 予算をもつて定めたものを除くほか、土地改良区の負担となるべき

に該当する者には、 同項の規定を適用しない 地とする換地についての同項第三号又は第四号に該当する者としては を得て、)農用地として利用する旨を農業委員会に申し出た土地を除く 五条第七項に掲げる権利を有する者が他に存するときは、 意をした第一項第三号又は第四号に該当する者が、 出たものを除き、 行政庁又は地方公共団体が農用地として利用する旨を農業委員会に申 地並びにこれらの土地以外の土地で、その承認に際し、 にあつては、 て準用する場合を含む。)の承認又は同意に係る土地 の二第十項、 第八十五条の二第五項、 六条の三第五項において準用する場合を含む。 以下 「特定用途用地」という。)についての第一項第三号又は第四号 農用地及び第五十条第一項の道路等の用に供されている土 第八十七条の三第六項並びに第九十六条の二第五項にお 同意に係る土地にあつては、 当該特定用途用地又は当該特定用途用地を従前の土 第八十五条の三第四項及び第十項、 その同意に際し、 第八十五条第五 (当該土地につき第 (承認に係る土地 その承認をした その者の同 第八十七 その同

(総会の議決事項)

第三十条 左に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一•二 (略)

三 起債又は借入金の借入並びにそれらの方法、利率及び償還の方法

四 (略)

予算をもつて定めたものを除く外、土地改良区の負担となるべき契|

約

五.

六~八 (略)

九 第九十三条(第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。

2~5 (略)

0

規定による申出

(経費の賦課

ある土地につき、その組合員に対して金銭、夫役又は現品を賦課徴収す項の規定により徴収される金銭を含む。)に充てるため、その地区内ににおいて準用する場合を含む。)、第九十条第八項又は第九十一条第五の経費(第九十条第四項(第九十一条第四項及び第九十六条の四第一項第三十六条 土地改良区は、定款の定めるところにより、その事業に要す

2 10 (略

ることができる。

(土地改良事業の開始)

うことができる

第九十六条の二 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行 に

2 定め、 じめ、 成を含む。 係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成) 以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、 当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要 その計 その他必要な事項を公告して、 画の概要(全体構成を定める場合にあつては、 その事業の施行に係る地域 その各土地改良事業に 市町村は、 その全体構 あらか $\widehat{\underline{}}$ を

六~八 (略)

九 第九十三条(第九十六条の四において準用する場合を含む。)の1

規

定による申出

2~5 (略)

(経費の賦課)

地につき、その組合員に対して金銭、夫役又は現品を賦課徴収することでにより徴収される金銭を含む。)に充てるため、その地区内にある土の維用する場合を含む。)、第九十条第四項及び第九十六条の四におい第三十六条 土地改良区は、定款の定めるところにより、その事業に要す

2 10 ができる。 略)

(土地改良事業の開始)

第九十六条の二 市町村は、土地改良事業を行う場合には、都道府県知事

に協議し、

その同意を得なければならない

2 ては、 ては全体構成) 各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあ の計画の概要 するには、 市町村は、 その全体構成を含む。)その他必要な事項を公告して、 あらかじめ、 土地改良事業を行おうとする場合において、 (二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、 を定め、 その計画の概要 当該市町村の議会の議決を経て、 (全体構成を定める場合にあ 土地改良事業 前項の その事業 協 その 議を

き、 る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があ る者の三分の二) 上の土地改良事業を併せて施行する場合には、 内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者の三分の二(二以 その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有す 以上の同意を得、 かつ、 当該土地改良事業の施行に係 その各土地改良事業に

るときは、

その土地改良区の同意をも得なければならない

ない。

3 か、 0) 土地改良事業計画を定めるには、 農用地外資格者についてその全員の同意を得なければならない。 農用地造 その農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地につ 成事業等の施行を内容とし、 市町村は、 又は内容の 前項の規定による同意の 部に含む第 いて 項 ほ 0

4 造成事業等については、 施行を内容とし、 項の場合において、 又は内容の一部に含むものであるときは、 第五条第五項及び第六条の規定を準用する。 その土地改良事業計画が農用地造成事業等の その農用 地

5 部又は ものがあるときは、 市 町村は、 |該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は 部とする農業協同組合であつて土地改良事業をその事業とする 第 項の規定により土地改良事業計画を定める場合におい あらかじめ、 その意見を聴かなければならない。 部をその地区 の全

6 市 町村は、 これを都道府県知事に報告しなければならない。 第 項の規定により土地改良事業計画を定めたときは 遅

滞

なく

7 での規定を準用する。 項 ま 第 項 の場合には、 第八条第一 一項及び第三項並びに第八十七条第三項から第十項ま この場合において、 第五条第六項及び第七項 第五条第六項及び第七項中 第七条第三 項 から第六

> る土地改良区があるときは、 良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は 定する資格を有する者の三分の二) 土地改良事業につき、 の三分の二(二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、 の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者 その施行に係る地域内にある土地につき同 その土地改良区の同意をも得なければなら 以上の同意を得、 かつ、 当該土地 部とす 『条に規 その各 改

3 協議をするには、 農用地造成事業等の施行を内容とし、 市町村は、 前項の規定による同意のほ 又は内容の 部に含む か、 その 第 農用 項 地

者についてその全員の同意を得なければならない。

造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地につい

ての農用地外資格

4 つい Ļ 第 、ては、 又は内容の一部に含むものであるときは、 項の場合において、 第五条第五項及び第六条の規定を準用する。 その協議が農用地造成事業等の施行を内容と その農用地造成事業等に

5 第五条第六項及び第七項中 並 びに第十条第 第 項の場合には、 項及び第五項の規定を準用する。 第五条第六項及び第七項、 「含めて第 項の 定の地域を定めるには 第七条から第九条まで この場合において、

により申請をする者」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。業の施行に係る地域に含めるには」と、第七条第五項中「第一項の規定含めて第一項の一定の地域を定めるには」とあるのは「当該土地改良事

(削る)

6

する。

(削る)

(削る)

(土地改良事業の変更等)

とする場合には、当該市町村の議会の議決を経なければならない。 当該土地改良事業の計画を変更し、又は当該土地改良事業を廃止しよう第九十六条の三 前条第一項の規定により土地改良事業を行う市町村は、

地域その他農林水産省令で定める重要な部分を変更し、又は土地改良事2 前項の市町村は、土地改良事業計画につき土地改良事業の施行に係る

七条第 条第 五項、 とあるのは 項及び第五項中 第八条及び第九条第四項中 一項中 「当該土地改良事業の施行に係る地域に含めるには」と、 「認可を申請する」とあるのは 「認可」とあるのは 「申請」とあるのは 「同意」と読み替えるものと 「協議をする」と、 協議」 同条第 第十 第

お道府県知事は、前項において準用する第八条第一項の規定により決定をする場合において、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合であつて土地改良事業をその事業とするものがあるときは、あらかじめ、その意見をきかなまをその事業とするものがあるときは、あらかじめ、その意見をきかなければならない。

8 土地改良事業計画の決定は、前項の規定による公告があるまでは、こ同意をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。7 都道府県知事は、第五項において読み替えて準用する第十条第一項の

れをもつて第三者に対抗することができない。

(土地改良事業の変更等)

得なければならない。

得なければならない。

の議決を経て必要な事項を定め、都道府県知事に協議し、その同意をとする場合には、農林水産省令の定めるところにより、当該市町村の議とする場合には、農林水産省令の定めるところにより、当該市町村は、第九十六条の三 前条第一項の規定により土地改良事業を行う市町村は、

地域その他農林水産省令で定める重要な部分を変更し、又は土地改良事2 前項の市町村は、土地改良事業計画につき土地改良事業の施行に係る

改良事業計画の変更の場合にあつては、 三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意を得、 る各土地改良事業につき、 併せて施行している場合には、 止に係る土地改良事業の施行に係る地域 地域に含めた地域内)、 いては、 地域に該当しないこととなるものがあるときは、 の変更によりその施行に係る地域の一部がその変更後のその施行に係る 変更後のその施行に係る地域) その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域 廃止の理由)を公告して、 地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その名称及び 水産省令で定めるときにあつては変更後の全体構成) 各土地改良事業につき、 を併せて施行する場合には、 土地改良事業の計画の概要 ころにより、 業を廃止しようとする場合には、 (現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、 土地改良事業の廃止の場合にあつては、 その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る 土地改良事業計画の変更の場合にあつては、 その変更後の土地改良事業計画の概要及び農林 土地改良事業の廃止の場合にあつては、 その施行に係る地域) 土地改良事業計画の変更の場合にあつては (その変更後において二以上の土地改良事業 その各土地改良事業のうちその変更に係る その各土地改良事業のうちその廃止に係 内 あらかじめ、 (これらの土地改良事業のうちに、 その変更後の土地改良事業計 (現に二以上の土地改良事業 廃止する旨及び廃止の理 農林水産省令の定めると その土地改良事業に 内にある土地につき第 その他必要な事項 その変更後 カュ その各土 つ、 つ、 その廃 土 を そ 画 地 0 由

以上の 地域) きは、 改良事業の施行に係る地域 業を廃止しようとする場合において 改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、 現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、 止の場合にあつては、 その変更後のその施行に係る地域に含めた地域内)、 その変更後のその施行に係る地域に該当しないこととなるものがあると の土地改良事業のうちに、 各土地改良事業につき、 を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る 画の変更の場合にあつては、 良事業につき、 している場合には、 全体構成) 改良事業計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては変更後 良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、 おいて二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、 合にあつては、 め 廃止する旨及び廃止の理由 農林水産省令の定めるところにより、土地改良事業計画 同意を得、 内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者の三分の二 その土地改良事業については、その該当しないこととなる地 その他必要な事項を、 その名称及び廃止の理由)を公告して、 その変更後の土地改良事業の計画の概要 かつ、 その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地 その廃止に係る土地改良事業の施行に係る地 その変更後のその施行に係る地域) 土地改良事業計画の変更の場合にあつては、 その変更によりその施行に係る地域の (その変更後において二以上の土地改良事業 その変更後の土地改良事業計画に係る土 (現に二以上の土地改良事業を併せて 土地改良事業の廃止の場合にあつて 同項の協議をするには、 その変更後の 土地改良事業の廃 土地改良事業計 その施行に係る (その変更後に その各土地 その各土 内 0 あら 変更の場 これ 域を 域 部 土 施 そ

なければならない。 又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得に係る土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部

3·4 (略)

5 第 は 条第五項中 三項及び第四項」 条第四項中 係る土地改良事業の施行に係る地域とするには」と、 の地域を定めるには」 項 条第三項から第十項まで並びに前条第五項及び第六項の規定を準用する 「第九十六条の三第二項の三分の二以上の同意」と、 کے この場合において、 第一 「第九十六条の三第一項の規定により土地改良事業計画の変更をする 項の規定により申請をする者」とあるのは 第八条第一 項の場合には、 当該土地改良事業の施 「前項第一 第 一項及び第三項、 とあるのは 項の規定により土地改良事業計画を定める」とあるの 号又は第二号の三分の二以上の同意」とあるのは とあるのは 第五条第六項及び第七項中 第五条第六項及び第七項 「同項及び第九十六条の三第二 行 第四十八条第四項及び第六項、 「新たに変更後の土地改良事業計画に とあるのは 「その変更後の土地改良 「市町村」 第七条第五項及び第六 「含めて第 同条第六項中 第七条第五項中「 と 項」 第四十八 項 第八十七 と <u>о</u> 第 定 前 5

その土地改良区の同意をも得なければならない。部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、の変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域の全

3 · 4 (略)

三者 改良事業計画に係る土地改良事業の施行」と読み替えるものとする 更につき」と、 道府県知事 項及び第十一 及び第五項中 項並びに第九条第四項中「申請」とあるのは とあるのは 第七項」とあるのは する場合にあつては、 同条第九項中 第三項及び第四項」とあるのは「同項及び第九十六条の三第二項」と、 は 八条第四項中「前項第一号又は第二号の三分の二以上の同意」とあるの 項まで並びに前条第六項の規定を準用する。 これらの規定のほか、 第 「第九十六条の三第二項の三分の二以上の同意」と、 をし、 (組合員を除く。 項の場合には、 は 土地改良事業を廃止し、 項中 「土地改良事業計画の変更 「認可」 第七条第五項、 「土地改良事業の施行」とあるのは とあるの 「認可」とあるのは 「第九十六条の三第二項に規定する場合にあつては 第四 とあるのは これらの規定のほか、)」とあるのは 第五条第六項及び第七 は 一十八条第四項 「都道府県 第八条第 「同意」 又は新たな土地改良事業を行おうと 同意」 「第三者」と、 が知事は、 (第三項に規定するものに限る 項 と読み替える」 第六項及び第九項から この場合において、 第五条第三 「協議」 ح 第四項、 項」 土地改良事業計画 同条第十二項中 بح 「その変更後の土地 と 前条第六項中 項 同条第六項中 第五項及び第六 Ł 「読み替える」 第十条第一項 第六項及び 同条第十 第四 第十二 [の変 都 第

事業計画に係る土地改良事業の施行」と読み替えるものとする。

(準用規定)

第九十六条の四 は、 者」と、 の受ける利益を限度として、」と、 する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものに対し、 受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定 地につき、 約」とあるのは 及び第三十六条の二第一項中「定款」とあり、第六十一条第三項中 に第九十三条の規定を準用する。この場合において、第三十六条第一項 第五十七条本文、第五十七条の二第一項から第三項まで、第五十七条の 前段及び第六項から第九項まで、第五十二条の二から第五十五条まで、 項 第九十六条の四第一 第五十八条から第六十五条まで、 第三十六条第一項及び第四項から第七項まで、第三十六条の二第一 第四十七条、 第三十六条の二第一項中 その組合員に対して」とあるのは 第九十六条の二第一項の規定により行う土地改良事業に 「条例」 第五十条、 項において読み替えて準用する第一 と、第三十六条第一項中 第五十二条第一項から第三項まで、 「組合員が、 同条第四項中 第八十八条、 「その事業によつて利益を 土地改良事業の施行に係 「その地区内にある土 「組合員」とあるのは 第九十条第四項並び 項に規定する その者 第五 規 項

(準用規定)

第九十六条の四 まで、 地につき、 項、 の受ける利益を限度として、」と、 する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものに対し、 受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定 約」とあるのは 及び第三十六条の二第一項中「定款」とあり、第六十一条第三項中 に第九十三条の規定を準用する。この場合において、 第五十七条の三、 十五条まで、第五十七条本文、第五十七条の二第一項から第三項まで、 は、 第三十六条の二第一 第九十六条の四において読み替えて準用する第一 第三十六条第一項及び第四項から第七項まで、 第四十七条、 第五項前段及び第六項から第九項まで、第五十二条の二から第五 その組合員に対して」とあるのは 第九十六条の二第一項の規定により行う土地改良事業に 「条例」と、第三十六条第一項中「その地区内にある土 第五十八条から第六十五条まで、 第四十九条、 項中 「組合員が、 第五十条、 同条第四項中 土地改良事業の施行に係る地域 第五十二条第一 「その事業によつて利益 「組合員」とあるのは 第三十六条の二第一 項に規定する者」 第九十条第四項 第三十六条第 項から第三項 その者 並び 「規 項

四第 及び第九十六条の三」 八条第 その土地改良事業に要する費用を負担したもの」と、 第三項並びに第六十二条第一項中 れ 県 申請し、 六項から第九項まで並びに」と、 第四項から第九項まで及び」とあるのは とあるのは あるのは 第四項に掲げる者」と、 の三第二項中「「前条第二項に掲げる技術者」とあるのは 該土地改良区の理事」とあるのは 規定する資格を有する者が、 あ る地域内にある土地でその者の第三条に規定する資格に係るものを」と 百十三条の 「第二十七条、 がば」と、 管理規程を定め」と、 とあるの 知事の認可を受けなければ」とあるのは るのは 「当該組合員」とあるのは「その者」と、第五十二条第六項中 項において読み替えて準用する第三十六条第一項に規定する者で 一項中 又は嘱託し」と、第五十七条の二第一項及び第三項中「都道 「「前条第二項に掲げる技術者の意見をきいて、 「土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に は 同条第一 「前条第六項」」と、第五十三条の四第二項中「第五十二条 第 市町 「第八十五条から前条まで」とあるのは 第二十八条」とあるのは 項 項中 村は と とあるの 第五十八条、第六十条、 「管理規程を定め」とあるのは 「同条第六項」とあるのは 当該市町 国又は都道府県は その第三条に規定する資格に係る土地を」 は 第五十五条中 「組合員」とあるのは 「当該市町村の長」 「第百十三条の 村の 議会の議決を経て応急工事計 「第二十八条」と、 「第五十二条第五項前段及び第 「都道府県知事に協議しなけ 「申請し」とあるのは 第六十一条第一項及び 応急工事計画を定めて 第 「前条第六項」」 と 第六十四条中 「第九十六条の二 項 「条例をもつて 第九十六条の 同条第六項」 同条第七項 「第五十二条 ٢ 第五十二条 第八十 第 当 لح 中 画 府

るのは 条、 とあるのは とあるのは 都道府県知事に協議しなければ」と、 中 五十二条第五項前段及び第六項から第九項まで並びに」と、 の四第二項中 見をきいて、 二十八条」と、 村の長」と、 Ļ 定にかかわらず、 当該組合員」とあるのは「その者」と、 る資格を有する者が、 は 内にある土地でその者の第三条に規定する資格に係るものを」とあるの とあるのは 項に規定する者でその土地改良事業に要する費用を負担したもの」と 項及び第三項中 第五十二条第六項中 第九十条第四項中 「土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定す 「申請し」とあるのは「申請し、 第六十一条第一 その同意を得て」 都 「前条第六項」」とあるのは「「前条第二項に掲げる技術者の 道 府県知事の認可を受けて」 「条例をもつて、 「第九十六条の四において読み替えて準用する第三十六条第 同条第六項」とあるのは 同条第七項中「第二十七条、 「第五十二条第四項から第九項まで及び」とあるの 「第五十二条第四項に掲げる者」と、 第五十二条の三第二項中「「前条第二項に掲げる技術 総会の議決」 「都道府県知事の認可を受けなければ」とあるの 項及び第三項並びに第六十二条第 ٢ 「前二項に掲げる者」とあるのは その第三条に規定する資格に係る土地を」 「当該土地改良区の理事」とあるのは 同条第二項中 管理規程を定め」と、 とあるのは 又は嘱託し」と、第五十七条の二第 同条第一項中 とあるの 「前条第六項」」と、 第四十九条第 「認可」とあるのは 第二十八条」とあるの 「当該市町 は 第五十八条、 都道府県 「管理規程を定め 「同条第六項」 '村の議会の 項中 「第九十六条の四 項中 第五十三条 第五十五 知事に協議 当 同 前条の規 組合員 意 논 は 該 は 議 とあ 決 は 市 「第

のは 定する者」と、 九十六条の四第 を定め、 その同意を得て」と、 夫役又は現品」と、 「土地改良区その他の者 ر کر 第九十条第四項中 一項において読み替えて準用する第三十六条第一項に規 「対する負担金」とあるのは 「土地改良区から」とあるのは 第九十三条中「土地改良区その他の者」とある (国及び都道府県を除く。 「前二項に掲げる者」とあるのは 「対して賦課徴収する金銭 「土地改良区から)」と読み替え 第

2 前項において読み替えて準用する第八十八条第一項の応急工事計画に

るものとする

ついては、第九十六条の二第六項の規定を準用する。

(工事の完了等の場合の公告等)

2 (略)

ばならない。 業につきその工事を完了した場合には、遅滞なくその旨を公告しなけれ 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村長は、工事を伴う土地改良事

(登記所への届出)

第百十三条の三 (略)

の他の者(国及び都道府県を除く。)」と読み替えるものとする。と、第九十三条中「土地改良区その他の者」とあるのは「土地改良区そいに当り、「土地改良区から」とあるのは「土地改良区から、その同意を得て」と いっぱいて読み替えて準用する第三十六条第一項に規定する者」と、「対において読み替えて準用する第三十六条第一項に規定する者」と、「対

(工事の完了等の場合の公告等)

滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。気に掲げるものを除く。)を行なう者は、土地改良事業の工事(農用地の保全又は利用上必要な施設の管理の事業については、管理)に着手しの保全又は利用上必要な施設の管理の事業については、管理)に着手しに着手している。

2 (略)

その旨を公告しなければならない。 都道府県営土地改良事業につきその工事を完了した場合には、遅滞なく3 農林水産大臣又は都道府県知事は、工事を伴う国営土地改良事業又は

(登記所への届出)

第百十三条の三 (略)

2 前項の土地改良事業を行う者は、その土地改良事業の工事に着手し、2 前項の土地改良事業を完了した場合には、遅滞なくその旨を管轄登記所に届け工事を完了した旨の届出に代えて、それぞれ当該各号に掲げる処定により当該工地改良事業の計画に別段の定めをした場合には、当該土地改良事業の工事に着手し、たときに、遅滞なくその旨を届け出なければならない。

(略)

二第四項において読み替えて準用する第八条第六項の規定による公告の二第四項において準用する第八十七条第五項の規定による公告又はの二第四項において準用する第八十七条第五項の規定による公告又は「第八十九条の二第十項、第九十六条及び第九十六条の四第一項にお

(他の登記の停止)

原因の生じたことを証明した場合には、この限りでない。 第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。以下この条及び第一次を 第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。以下この条及び第一次で 原因の生じたことを証明した場合には、この限りでない。ただし、登 原因の生じたことを証明した場合には、この限りでない。

(施行に係る地域を数区に分けた場合)

2 前項の土地改良事業を行う者は、その土地改良事業の工事に着手し、ときに、遅滞なくその旨を届け出なければならない。ただし、次の各号に掲げる規定の規定により当該工地改良事業の計画に別段の定めをした場合には、当該土地改良事業の工事を完了した場合には、遅滞なくその旨を管轄登記所に届けて事を完了した自の届出に代えて、それぞれ当該各号に掲げる公告をしたときに、遅滞なくその旨を届け出なければならない。

(略)

(他の登記の停止)

第百十六条 第五十四条第四項(第八十九条の二第十項、第九十六条及び第百十六条 第五十四条第四項(第八十九条の二第十項、第九十六条の四において準用する場合を含む。以下本条及び第百三十一人が確定日附のある書類により同項の規定による公告があった後は、土地改良事業の施した後でなければ他の登記をすることができない。ただし、登記の申請した後でなければ他の登記をすることができない。ただし、登記の申請した後でなければ他の登記をすることができない。とだし、登記の申請した後でなければ他の登記をすることができない。

(施行に係る地域を数区に分けた場合)

第百十七条 項、 行に係る地域及びその地域に係る土地改良事業とみなす。 第三項ただし書の規定の適用については、それぞれ、 第百十四条第二項の規定並びに第九十六条において準用する第六十三条 いて準用する場合を含む。 用する場合を含む。 五十三条の五第一項 十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。 の各々の区及びその区に係る土地改良事業は、 項において準用する場合を含む。)、第八十九条の二第一 第九十四条の八第一項及び第五項 土 地改良事業の施行に係る地域を数区に分けた場合には、)、第六十四条 (第九十六条及び第九十六条の四第 第百十三条の二、 (第九十二条及び第九十六条の四第 (第九十四条の八の二第六項にお 第五十二条第一 第百十三条の三並びに 土地改良事業の施 項において準 項及び第六 項 (第 ` そ 第 九

(土地改良事業に係る損失補償)

第百二十二条 (略)

形質を変更し、 て準用する場合を含む。 項 条第四項、 びに第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。)、 第八十七条の三第六項、 準用する場合を含む。)、 し若しくは増置した場合には、 第十条第三項、 (第百十一条において準用する場合を含む。) 及び第百十一条にお 第九十八条第十項又は第九十九条第十二項(第百条の二第二 工作物の新築、 第四十八条第十一項 第十項及び第十三項、 の規定による公告があつた後において土地 第八十七条第五項 これについての損失は、 改築若しくは修繕をし、 (第九十五条の二第三項において (第八十七条の二第十項、 第九十六条の二 補償しなくても 又は物件を付 第九十五 第七項並 \mathcal{O} 加

> 第百十七条 含む。 の地域に係る土地改良事業とみなす。 定の適用については、 規定並びに第九十六条において準用する第六十三条第三項ただし 第一項及び第五項(第九十四条の八の二第六項において準用する場合を る場合を含む。 含む。)、第六十四条(第九十二条及び第九十六条の四において準 条の五第一項 十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。 の各々の区及びその区に係る土地改良事業は、 第百十三条の二、第百十三条の三並びに第百十四条第二 土地改良事業の施行に係る地域を数区に分けた場合には、 `` (第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を 第八十九条の二第一項及び第六項、 それぞれ、 土地改良事業の施行に係る地域及びそ 第五十二条第一 第九十四 項 第五十三 書の規 条の八 (第 項 用 そ \mathcal{O} 九

(土地改良事業に係る損失補償)

第百二十二条 (略)

2

二項 の形質を変更し、 加 いて準用する場合を含む。)の規定による公告があつた後において土地 の二第七項、 三項において準用する場合を含む。)、第九十五条第四項、 十六条の三第五項において準用する場合を含む。 (第八十七条の二第十項並びに第八十七条の三第六項、 第十条第三項、 し若しくは増置した場合には、 (第百十一条において準用する場合を含む。 第九十八条第十項又は第九十九条第十二項(第百条の二第 第四十八条第十一項 工作物の新築、 これについての損失は 改築若しくは修繕をし、 (第九十五条の二第三項)及び第百十一条にお)、第八十七条第五 第十項及び第十 又は物件を付 補償しなくて 第九十六条 、及び第九

は、この限りでない。よい。をだし、都道府県知事の許可を受けてこれらの行為をした場合に

(一時利用地の指定等の場合の工事の施行)

第百二十三条の二 は、 四第 を行うことができる。 地の所有者及び占有者の同意を得ることなく、 収益することができる者のなくなつた従前の土地又はその部分について び収益の停止の処分があつた場合には、これらの処分により使用し及び くは第七項の規定により従前の土地の全部若しくは一部について使用及 **項**において準用する場合を含む。)若しくは第八十九条の二第六項若し 項若しくは第二項(これらの規定を第九十六条及び第九十六条の四第 項の規定により一時利用地の指定があつた場合又は第五十三条の六第一 土地改良事業を行う者(その委任を受けた者を含む。)は、 項において準用する場合を含む。) 若しくは第八十九条の二第六 第五十三条の五第一項(第九十六条及び第九十六条の 当該土地改良事業の工事 その土

(決議、選挙等の取消し等)

第百三十六条 (略)

2 前項の規定は、第五十二条第五項(第五十三条の四第二項(第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。)の会議に準用する場合を含む。)におる場合を含む。)及び第五十一条において準用する場合を含む。)、第九十六条の四第一項を場合を含む。)、第八十九条の二第二項の規定は、第五十二条第五項(第五十三条の四第二項(第九十六)

には、この限りでない。もよい。ただし、都道府県知事の許可を受けてこれらの行為をした場合

一時利用地の指定等の場合の工事の施行)

第百二十三条の二 第五十三条の五第一項(第九十六条及び第九十六 とができる。 及び占有者の同意を得ることなく、 事業を行なう者 ができる者のなくなつた従前の土地又はその部分については、 の処分があつた場合には、これらの処分により使用し及び収益すること 規定により従前の土地の全部若しくは一部について使用及び収益の停止 用する場合を含む。)若しくは第八十九条の二第六項若しくは第七項 くは第二項(これらの規定を第九十六条及び第九十六条の四において準 定により一時利用地の指定があつた場合又は第五十三条の六第一項若し 四において準用する場合を含む。)若しくは第八十九条の二第六項の規 (その委任を受けた者を含む。) は、 当該土地改良事業の工事を行なうこ その土地の所有者 土地改良 条

(決議、選挙等の取消し等)

第百三十六条 (略)

2

場合を含む。)の会議に準用する。
。)及び第百十一条において準用する場合を含む。)において準用する条第二項(第百条の二第二項(第百十一条において準用する場合を含む。)、第九十六条の四及び第九十九条の四において準用する場合を含む。)、第八十九条の二第二項(同条連合を含む。)、第八十九条の二第二項(同条単位の規定は、第五十二条第五項(第五十三条の四第二項(第九十六